



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 2

### 告示

○放置自転車等の移動・保管(生活安全課) ..... 2

○1月市議会臨時会の招集(財政課) ..... 4

○引取りのない自転車等の処分(生活安全課) ..... 4

○平成30年度大和高田市一般会計補正予算の公表(財政課) ..... 4

○公示送達(介護保険課) ..... 6

○公示送達(〃) ..... 6

○指定地域密着型サービスの事業の廃止(〃) ..... 7

### 公告

○農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課) ..... 7

○農用地利用集積計画の縦覧(〃) ..... 7

○農業振興地域整備計画の縦覧(〃) ..... 8

○公売公告兼見積価額公告(収納対策室) ..... 8

○市内各小学校空調設備設置工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室) ..... 11

○市内各中学校空調設備設置工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃) ..... 15

○公告した入札工事の公告内容の一部訂正(〃) ..... 18

○公告した入札工事の公告内容の一部訂正(〃) ..... 19

### 教育委員会

○平成30年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱(学校教育課) ..... 19

○教育委員会1月定例委員会の招集(教育総務課) ..... 20

### 農業委員会

○農業委員会1月定例委員会の招集(農業委員会) ..... 21

○農業委員会2月定例委員会の招集(〃) ..... 21

### 公営事業

○消火栓修理工事(消07)に関する条件付き一般競争入札公告(水道総務課) ..... 22

### 原稿誤り

○平成30年11月10日付け大和高田市公報第358号掲載漏れ ..... 24

○平成31年1月10日付け大和高田市公報第360号正誤 ..... 25

**規 則****規則第32号**

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月13日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「第8条第1項第1号」を「第8条第1項」に改め、「規則で定める職員は、」の次に「職員の扶養親族である者(条例第7条第2項に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。)」が所有する住宅及び職員の」を加え、「含む。以下同じ」を「含む。以下この条において同じ」に、「扶養親族である者(条例第7条第2項に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)」を「扶養親族である者」に改め、「及び次条第2号に掲げる住宅」を削り、「借り受けている」を「借り受けて」に改める。

第4条の4及び第4条の5を次のように改める。

第4条の4及び第4条の5 削除

第19条第1号中「100分の180」を「100分の185」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の90」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条の6第1項中「第2項」を「第3項第1号」に改め、同項第4号中「又は11%」を「、11%又は7%」に改め、同条第2項中「又は11%」を「、11%又は7%」に改め、同条第3項中「第15条の2第2項ただし書」を「第15条の2第3項第1号」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 条例第15条の2第3項第2号の規則で定める額は、管理職手当支給規則別表の右欄に掲げる支給月額又は支給割合の区分に応じ、次に掲げる額とする。

- (1) 81,100円又は17% 6,000円
- (2) 73,100円又は16% 5,000円
- (3) 66,300円又は15% 4,000円
- (4) 46,800円、11%又は7% 3,000円

5 条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

**告 示****告示第2号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規

定により告示します。

平成31年1月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年12月4日	2									
平成30年12月7日			1							
平成30年12月10日	1	1								
平成30年12月14日	1									
平成30年12月19日									1	
平成30年12月21日			1							
平成30年12月26日	2									
平成30年12月27日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成30年12月12日	道路	大和高田市東雲町地内	1	
平成30年12月25日	道路	大和高田市春日町1丁目地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を超過した日以降は、大和高田市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第3号**

平成31年1月17日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

平成31年1月10日

大和高田市長 吉田 誠克

議第 1号 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)

**告示第4号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成31年1月15日

大和高田市長 吉田 誠克

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

平成31年4月1日

## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年10月1日から平成30年10月31日までの間

**告示第5号**

平成31年1月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成31年1月17日

大和高田市長 吉田 誠克

## 1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,555,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,254,292	152,276	4,406,568
	2. 国庫補助金	207,444	152,276	359,720
17. 繰入金		179,229	530,000	709,229
	1. 基金繰入金	179,229	530,000	709,229
18. 繰越金		1,258,068	8,424	1,266,492
	1. 繰越金	1,258,068	8,424	1,266,492
20. 市債		1,710,100	299,900	2,010,000
	1. 市債	1,710,100	299,900	2,010,000
補正されなかった科目に係る額		18,162,911	0	18,162,911
歳入合計		25,564,600	990,600	26,555,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,753,506	990,600	3,744,106
	2. 小学校費	541,664	621,010	1,162,674
	3. 中学校費	177,731	369,590	547,321
補正されなかった科目に係る額		22,811,094	0	22,811,094
歳出合計		25,564,600	990,600	26,555,200

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校空調設備設置等事業	千円 174,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校空調設備設置等事業	125,800	〃	〃	〃
計	299,900			

告示第6号

平成30年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年1月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1. この通知書の発送年月日  
平成30年7月6日(番号1~5)
2. 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第7号

平成30年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年1月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1. この納入通知書の発送年月日

平成30年7月6日(番号1~39)

2. この公示送達により変更する納期限

変更前	平成30年7月31日	平成30年8月31日	平成30年10月1日
変更後	平成31年2月28日	平成31年2月28日	平成31年2月28日

変更前	平成30年10月31日	平成30年11月30日	平成30年12月25日
変更後	平成31年2月28日	平成31年2月28日	平成31年2月28日

3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第8号

介護保険法第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成31年1月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 介護保険事業所番号

2970201444

2. 事業者の名称

株式会社 紅朱

3. 事業所の名称及び所在地

リハビリデイサービスはあとはあと  
大和高田市大東町1番22号

4. サービスの種類

地域密着型通所介護

5. 廃止年月日

平成31年2月10日

公 告

公告第1号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年1月11日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第2号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積

計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年1月11日

大和高田市長 吉田 誠克

**公告第3号**

大和高田市農業振興地域整備計画を変更したので、第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月17日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 市民部 産業振興課
2. 縦覧期間 平成31年1月17日から平成31年2月18日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

**公告第4号**

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により次のとおり公告します。

平成31年1月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公 売 日 時	内覧期間	平成31年2月12日から平成31年2月15日 午前10時00分から午後3時00分まで		
		入札	平成31年2月18日から平成31年2月22日 午前9時00分から午後4時00分まで		
		開札	平成31年2月22日 午後4時30分		
4	公売場所	内覧場所：大和高田市役所 4階会議室 入札場所：大和高田市役所 3階東会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	売却決定	日時	平成31年2月25日 午前10時00分	場所	大和高田市役所 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	平成31年3月4日 午後5時00分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
8	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			

配当を受ける者の権利の申出について公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市 収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)

公売公告兼見積価額の公告付表

売却区分 番号	財産の表示	見積価格/個	数量
1	コーヒーカップ	300	1
2	茶道用茶碗	1,000	4
3	チキンラーメン丼鉢・蓋	200	2
4	丼鉢	500	5
5	煮物鉢	500	10
6	グラタン皿	400	3
7	中皿	400	3
8	菓子受け皿	100	1
9	小皿①	100	5
10	小皿②	200	9
11	小鉢①	400	5
12	小鉢②	200	4
13	小鉢③	500	3
14	小鉢④	100	4
15	中鉢	300	4
16	湯呑み茶碗①	400	4
17	湯呑み茶碗4点セット②	1,000	1
18	湯呑み茶碗③	400	5
19	花瓶	200	1
20	箸置き 5点セット	500	1
21	日傘①	500	1
22	日傘②	800	1
23	傘③	100	1
24	傘④	800	1
25	傘⑤	500	1
26	傘⑥	800	1
27	傘⑦	800	1
28	傘⑧	800	1
29	盆 3皿セット	300	1
30	盆①	200	1
31	盆②	1,000	1
32	大皿①	500	1
33	大皿②	700	1
34	装飾かご	500	1
35	茶器セット	2,000	1
36	丸盆付 碗セット	500	1
37	大皿③	300	1
38	灰皿	300	1
39	応接用テーブル	5,000	1
40	神酒とっくり 8点セット	800	1
41	化粧台セット	1,000	1
42	ダイニングテーブルセット	20,000	1
43	座卓 (和室用机)	50,000	1
44	座椅子	300	4
45	丸テーブル (大)	1,000	1
46	丸テーブル (小)	1,000	1
47	竹筒 (華道用)	3,000	1

公売における注意事項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
最高価入札者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価入札者として決定します。また、複数個ある場合は、入札書に「入札単価×入札個数」を記入していただき、入札単価が高い者順に落札とします。ただし、見積価額未満の入札は無効とします。</li> <li>・必要個数に満たない場合の取扱いについて、最高価入札者に対し、入札の意向の確認を行います。</li> </ul>
入札書についての制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一旦提出した入札書は、差替え、変更又は取消しをすることができません。</li> <li>・参加者は入札期間中であれば何回でも入札が可能です。</li> </ul>
買受人の制限	公売公告の事項に違反した者、国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買受代金納付時の現状有姿で引き渡します。</li> <li>・引渡し場所及び方法は大和高田市役所における直接引渡しです。他の場所での引渡しは行いません。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、現所有者及び大和高田市に担保責任は生じません。内覧期間中に現物をよくお確かめいただくことをお勧めします。</li> <li>・なお、入札期間中は、カタログにおける紙ベースでの確認となり、現物の確認はできませんのでご了承ください。</li> <li>・いかなる理由があっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。</li> </ul>

(注意事項)

- ・入札しようとする売却区分番号の入札用紙に住所、氏名、電話番号及び入札金額を記入し投函してください。
- ・売却区分番号ごとに最高金額を表示していますので、それより大きい金額を入札してください。
- ・入札箱に入札書を入れる前に、再度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・1枚の入札用紙に記入することができる売却区分番号は1つのみです。
- ・公売当日は印鑑(認印可)をご持参ください。※代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印

公告第5号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22

年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成31年1月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	市内各小学校空調設備設置工事
2 工事場所	大和高田市 旭北町 地内外(片塩小学校 外)
3 工事期間	本契約成立日から平成31年6月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(3) 建築一式工事において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の2第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における総合評定値が1,100点以上であること。</p> <p>(4) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(本契約成立時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は本契約成立日から配置できる者とする。)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を上記(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(3)に関する経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>イ) 5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書</p> <p>本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年1月23日(水)から平成31年2月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年1月23日(水)から平成31年2月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は入札執行までに返却願います。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年2月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年2月21日(木)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成31年2月24日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成31年2月25日(月) 午前10時</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
1 6 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出期限</p> <p>落札候補者の決定連絡を受けた翌日から2日以内(契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。)</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階 環境建設部契約監理室</p>
1 7 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とし、</p>
1 8 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会(平成31年3月議会)の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとし、</p> <p>(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。</p>
1 9 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとし、また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
2 0 最低制限基準比較価格	<p>¥513,900,000-(消費税等抜き)</p>
2 1 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとし、</p>
2 2 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとし、</p>
2 3 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p>

	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--	--

公告第6号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年1月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	市内各中学校空調設備設置工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内外（片塩中学校 外）
3 工事期間	本契約成立日から平成31年6月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、「建築工事、電気工事又は管工事単体」又は「代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体」で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>①大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者で、建築一式工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が1,100点以上である者</p> <p>②大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者で、電気工事において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が900点以上である者</p> <p>③大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の管工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者で、管工事において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における総合評定値が900点以上である者</p> <p>④特定建設共同企業体の場合は、大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者で、代表者及び構成員は次の要件を全て満たしている者とする。</p> <p>(ア) 代表者（※上記①申請者は不可）</p> <p>a 本店又は支店等（委任先に限る。）を奈良県内に有すること。</p> <p>b 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>a 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>b 大和高田市における建築一式工事の格付け等級がA又はB級であること。</p>

	<p>(ウ) 代表者の出資比率は2分の1を超えることとし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>(2) 上記(1)①又は④(ア)は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者を、上記(1)②は、一級電気工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を、上記(1)③は、一級管工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を、④(イ)は、一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。また、専任技術者は、本契約成立時点において継続して3月以上の雇用関係にある者であること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は本契約成立日から配置できる者とする。)</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(共同企業体は本市指定様式(JV用))によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を上記(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(1)①、②、③又は④(ア)に関する経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>イ) 特定建設工事共同企業体協定書(5(1)④の申請者に限る。)</p> <p>ウ) 5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書</p> <p>本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年1月23日(水)から平成31年2月4日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年1月23日(水)から平成31年2月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は入札執行までに返却願います。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年2月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年2月21日(木)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年2月24日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。

	<p>(1) 日時 平成31年2月25日(月) 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出期限 落札候補者の決定連絡を受けた翌日から2日以内(契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。)</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階 環境建設部契約監理室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会(平成31年3月議会)の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。</p>
19 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
20 最低制限基準比較価格	<p>¥289,800,000-(消費税等抜き)</p>
21 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
22 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
23 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

### 公告第8号

下記1の公告した入札工事について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成31年1月30日

大和高田市長 吉田 誠克

記

#### 1 対象工事

公告日 平成31年1月22日  
 公告番号 公告第5号  
 工事名 市内各小学校空調設備設置工事

## 2 訂正内容

## 3 工事期間の項を次のように改める。

本契約成立日から平成31年3月31日(日)まで

(ただし、大和高田市議会の予算繰越承認を得た場合は、平成31年6月28日(金)を完成期限とする工期延長を行う。)

## 公告第9号

下記1の公告した入札工事について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成31年1月30日

大和高田市長 吉田 誠克

記

## 1 対象工事

公告日 平成31年1月22日  
 公告番号 公告第6号  
 工事名 市内各中学校空調設備設置工事

## 2 訂正内容

## 3 工事期間の項を次のように改める。

本契約成立日から平成31年3月31日(日)まで

(ただし、大和高田市議会の予算繰越承認を得た場合は、平成31年6月28日(金)を完成期限とする工期延長を行う。)

教育委員会

## 教育委員会訓令第5号

平成30年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のように定める。

平成30年12月27日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

平成30年度大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会設置要綱  
(設置)

第1条 大和高田市立小学校、中学校、幼稚園及び高等学校への外国人講師の配置等業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成30年大和高田市立学校外国人講師配置等業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職又は地位にある者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員会事務局長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校教育課参事
- (6) 学校教育課指導主事
- (7) 校長会を代表する者

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等の意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第4条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

### 教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成31年1月25日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

1 日時 平成31年1月30日(水)午後3時00分

2 場所 高田消防署2階 大会議室

3 議案

- 第1号 大和高田市教育情報セキュリティポリシーの策定について
- 第2号 大和高田市就学援助費事務取扱要綱の改正(案)について
- 第3号 後援願いについて
- 第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年12月27日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

記

- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 日 時 | 平成31年1月10日(木) 午後3時                    |
| 場 所 | 市役所 3階 東会議室                           |
| 議 案 |                                       |
| 第1号 | 農地法第3条第1項について申請の件                     |
| 第2号 | 農地法第18条第6項について通知の件                    |
| 第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  |
| 第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について |
| 第5号 | その他                                   |

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成31年1月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

平成31年2月8日(金) 午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

- 第1号 農地法第4条規定による申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項について通委の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 その他

<b>公営企業</b>
-------------

## 上下水道事業公告第1号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成31年1月15日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	消火栓修理工事(消07)
2 工事場所	大和高田市 曾大根・奥田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と</p>

	<p>同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年1月16日(水)から平成31年1月22日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成31年1月23日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成31年1月16日(水)から平成31年1月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年1月28日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成31年1月29日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年1月30日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年1月31日(木) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,400,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

原稿誤り

平成30年11月10日付け大和高田市公報第358号(登載漏れ)

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年10月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 1 日時 平成30年11月7日(水) 午後3時
- 2 場所 市役所 3階 東会議室
- 3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積計画について
- 第4号 その他

平成31年1月10日付け大和高田市公報第360号(正誤)

頁	行	誤	正
71	3	公告第92号	公告第91号